

緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信

国土交通省では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」のもと、洪水時に住民の主体的な避難を促進するため、緊急速報メールを活用した洪水情報※1のプッシュ型配信※2を開始しています。

関東地方整備局では、管内の国が管理する洪水予報河川において、平成28年9月から鬼怒川（常総市）、平成29年5月には8水系25河川（137市町村）に拡大しています。

平成30年5月1日からは、国が管理する洪水予報河川8水系37河川全てに拡大し、自治体や携帯事業者との調整等が整った173市町村に配信します。

※1 「洪水情報」とは、洪水予報指定河川の氾濫危険情報（レベル4）及び氾濫発生情報（レベル5）の発表を契機として、住民の主体的な避難を促進するために配信する情報です。

※2 「プッシュ型配信」とは、受信者側が要求しなくとも発信者側から情報が配信される仕組みです。



洪水情報のプッシュ型配信イメージ

※今回のメール配信は、携帯電話事業者が提供する「緊急速報メール」のサービスを活用して洪水情報を携帯電話ユーザーへ周知するものであり、洪水時に住民の主体的な避難を促進する取組みとして国土交通省が実施するものです。

配信内容①

1 配信開始日

平成30年5月1日（火）

2 配信対象河川及び市町村

国が管理する洪水予報河川 8水系37河川の173市町村（詳細は別表）

3 配信対象者

配信対象市町村内の携帯電話等（NTTドコモ、KDDI・沖縄セルラー、ソフトバンク（ワイモバイル含む））のユーザーを対象

4 配信する情報

配信対象河川における「河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位に到達した）情報」及び「河川氾濫が発生した情報」を配信

段階	配信情報	配信契機
①	河川氾濫のおそれがある情報	配信対象河川の基準観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫危険情報が発表された時
②-I	河川氾濫が発生した情報 (※河川の水が堤防を越えて流れ出ている情報)	配信対象河川の基準観測所の受持区間で河川の水が堤防を越えて流れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表された時
②-II	河川氾濫が発生した情報 (※堤防が壊れ河川の水が大量に溢れ出している情報)	配信対象河川の基準観測所の受持区間で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表された時

配信内容②

5 配信文案

洪水情報のプッシュ型配信では、以下文案例のように緊急速報メールが住民に配信されます。

○配信文案例

①河川氾濫のおそれ

【見本】

(件名)

河川氾濫のおそれ

(本文)

〇〇川の〇〇（〇〇市〇〇）付近で水位が上昇し、避難勧告等の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。堤防が壊れるなどにより浸水のおそれがあります。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

本通知は、関東地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。

(国土交通省)

②-i 河川氾濫発生

(河川の水が堤防を越えて流れ出ている時)

【見本】

(件名)

河川氾濫発生

(本文)

〇〇川の〇〇市〇〇地先（左岸、東側）付近で河川の水が堤防を越えて流れ出ています。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

本通知は、関東地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。

(国土交通省)

②-ii 河川氾濫発生

(堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出している時)

【見本】

(件名)

河川氾濫発生

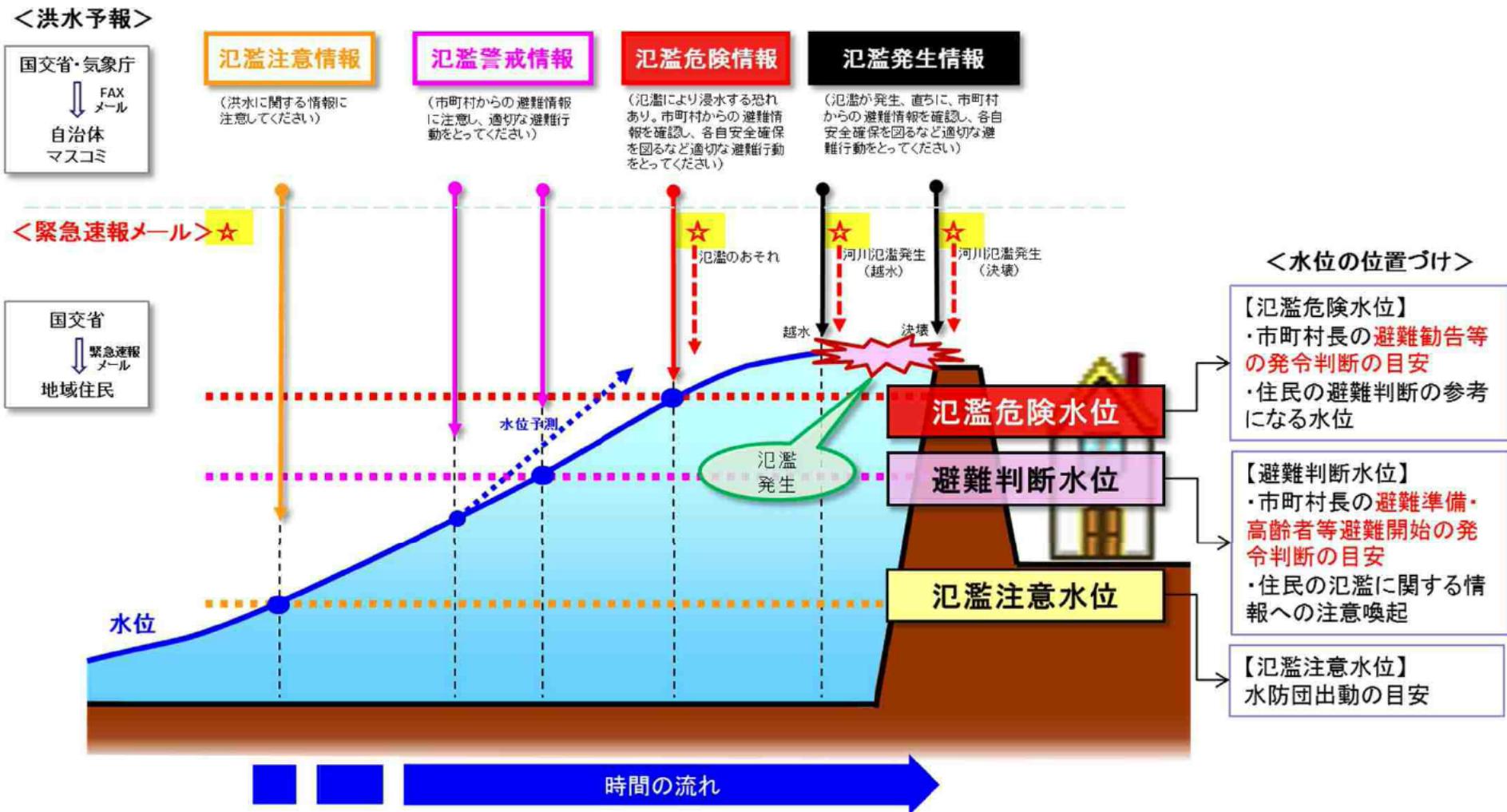
(本文)

〇〇川の〇〇市〇〇地先（左岸、東側）付近で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出しています。防災無線、テレビ等により自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

本通知は、関東地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。

(国土交通省)

「洪水予報」と「緊急速報メールによる洪水情報」の発表タイミング



別表 関東地方整備局 洪水情報の配信対象一覧 (下線:5月1日から追加)

p5／9

水系名	河川名	基準観測所名 (位置)	受持区間	配信対象市町村
利根川	江戸川	西関宿 (埼玉県幸手市)	左岸:利根川からの分派点から千葉県野田市岡田1084地先まで 右岸:利根川からの分派点から埼玉県春日部市新宿新田100番の1地先まで	茨城県 五霞町 埼玉県 さいたま市岩槻区、春日部市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、幸手市、吉川市、杉戸町、松伏町 千葉県 野田市 東京都 葛飾区
		野田 (千葉県野田市)	左岸:千葉県野田市東金野井1410番の1地先から海(旧川を除く)まで 右岸:埼玉県北葛飾郡松伏町築比地2539番の1地先から海(旧川を除く)まで	埼玉県 春日部市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、杉戸町、松伏町 千葉県 市川市、松戸市、野田市、流山市、浦安市 東京都 足立区、葛飾区、江戸川区
	中川	吉川 (埼玉県吉川市)	左岸:埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字内膳堀内下1647番の1地先から東京都葛飾区高砂2丁目55の3地先まで 右岸:埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字大落向937番の1地先から東京都葛飾区青戸2丁目623の1地先まで	埼玉県 越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町 東京都 足立区、葛飾区、江戸川区
	綾瀬川	谷古宇 (埼玉県草加市)	左岸:埼玉県越谷市大字蒲生字西浦3793の3地先 から東京都足立区神明1丁目30の1地先まで 右岸:埼玉県草加市金明町字中取出し1362の7地先から東京都足立区南花畠3丁目23の1地先まで	埼玉県 越谷市、八潮市 東京都 足立区、葛飾区
	渡良瀬川	高津戸 (群馬県みどり市)	左岸:群馬県みどり市大間々町高津戸1078番17地先から栃木県足利市若草町12番1地先まで 右岸:群馬県みどり市大間々町大間々2245番4地先から栃木県足利市福富町1819番3地先まで	栃木県 足利市、佐野市 群馬県 桐生市、太田市、みどり市、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
	渡良瀬川	足利 (栃木県足利市)	左岸:栃木県足利市若草町12番1地先から栃木県栃木市藤岡町藤岡字山合5879番3地先東武鉄道橋上流端まで 右岸:栃木県足利市福富町1819番3地先から栃木県栃木市藤岡町藤岡字鷺原5721番11地先東武鉄道橋上流端まで	栃木県 足利市、栃木市、佐野市 群馬県 館林市、板倉町、明和町、邑楽町
	渡良瀬川	古河 (茨城県古河市)	左岸:栃木県栃木市藤岡町藤岡字山合5879番3地先東武鉄道橋上流端から利根川への合流点まで 右岸:栃木県栃木市藤岡町藤岡字鷺原5721番11地先東武鉄道橋上流端から利根川への合流点まで	茨城県 古河市、坂東市、境町 栃木県 栃木市、小山市、野木町 群馬県 板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町 埼玉県 加須市

別表 関東地方整備局 洪水情報の配信対象一覧 (下線:5月1日から追加)

水系名	河川名	基準観測所名 (位置)	受持区間	配信対象市町村
利根川	思川	乙女 (栃木県小山市)	左岸:栃木県小山市大字乙女字塞沢1119番地先から渡良瀬川への合流点まで 右岸:栃木県下都賀郡野木町大字友沼字角新田1858番1地先から渡良瀬川への合流点まで	茨城県 古河市、境町 栃木県 栃木市、小山市、野木町
	巴波川	中里 (栃木県小山市)	左岸:栃木県小山市大字中里字堤田1125番1地先から渡良瀬川への合流点まで 右岸:栃木県栃木市大平町伯仲249番の1地先から渡良瀬川への合流点まで	栃木県 栃木市、小山市、野木町
	桐生川	広見橋 (群馬県桐生市)	左岸:群馬県桐生市菱町4丁目字金葛2442番2地先から渡良瀬川への合流点まで 右岸:群馬県桐生市天神町3丁目360番12地先から渡良瀬川への合流点まで	栃木県 足利市 群馬県 桐生市
	烏川 碓氷川	高松 (群馬県高崎市)	・烏川 左岸:群馬県高崎市並榎町地先から鎌川への合流点まで 右岸:群馬県高崎市下豊岡町字北久保地先から鎌川への合流点まで ・碓氷川 左岸:群馬県高崎市下豊岡町西元屋敷488番2地先から烏川への合流点まで 右岸:群馬県高崎市乗附町字1丁目190番地先から烏川への合流点まで	群馬県 高崎市、藤岡市
	烏川	岩鼻 (群馬県高崎市)	左岸:群馬県高崎市倉賀野から利根川への合流点まで 右岸:鎌川合流点から利根川への合流点まで	群馬県 高崎市、伊勢崎市、藤岡市、玉村町 埼玉県 本庄市、深谷市、上里町
	神流川	若泉 (埼玉県神川町)	左岸:群馬県藤岡市淨法寺字平954番1地先から烏川への合流点まで 右岸:埼玉県児玉郡神川町大字新宿字渕ノ上133番地先から烏川への合流点まで	群馬県 高崎市、伊勢崎市、藤岡市、 埼玉県 本庄市、深谷市、神川町、上里町
	鎌川	山名 (群馬県高崎市)	左岸:群馬県高崎市山名町字南813番1地先から烏川への合流点まで 右岸:群馬県藤岡市上落合字長津507番1地先から烏川への合流点まで	群馬県 高崎市、藤岡市